

安心！農地中間管理事業で 地域農業の課題を解決

リタイアするので
農地を貸したいな...



農地を貸す方

機構は公的機関だから
安心して農地を貸せます。

- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 貸借料は機構を通じてお支払いします。
- 農地中間管理事業なら贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。
- 機構への貸付けは農業者年金制度の経営承継に該当します。
- 貸付けた農地の固定資産税が1/2に軽減されます。
※税の軽減を受けるためには要件があります。
- 機構に貸し付けた人、地域に機構集積協力金が交付されます。
※機構集積協力金を受けるためには要件があります。

こんな
メリットが

農地を借りる方

機構からまとまった農地を
借りられます。

- 集積・集約された農地を長期に安定して借入でき、効率的、安定的な農業経営ができます。
- 地主（農地の出し手）が多数いても、契約は機構とだけなので、貸借料の支払い等の事務が軽減されます。
- 機構を通じて未整備田や急傾斜地の農地を借り受けた場合、奨励金が交付されます。
※奨励金を受けるためには要件があります。

さあ、これから頑張るぞ！



公益社団法人
兵庫みどり公社
— 農地バンク —

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-18(兵庫県下山手分室内)
TEL:078-361-8114(農地活性化部農地管理課) FAX:078-361-8128
詳しくはホームページへ <http://www.forest-hyogo.jp>



● 農地活性化部・農地管理事務所 ●

神戸農地管理事務所 (兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所内)	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-1 TEL:078-361-8550 FAX:078-361-4876
阪神農地管理事務所 (兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所内)	〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL:079-562-8849 FAX:079-562-8805
加古川農地管理事務所 (兵庫県東播磨県民局加古川農林水産振興事務所内)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL:079-421-9159 FAX:079-421-4056
加東農地管理事務所 (兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所内)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL:0795-42-9421 FAX:0795-42-7232
姫路農地管理事務所 (兵庫県中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所内)	〒670-0965 姫路市東延末3-12姫路白鷺ビル(東延末仮庁舎) TEL:079-281-9285 FAX:079-222-9943
光都農地管理事務所 (兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所内)	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2194 FAX:0791-58-2281
豊岡農地管理事務所 (兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所内)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL:0796-26-3697 FAX:0796-24-8163
朝来農地管理事務所 (兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所内)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL:079-672-6878 FAX:079-672-0505
丹波農地管理事務所 (兵庫県丹波県民局丹波農林振興事務所内)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL:0795-73-3791 FAX:0795-72-4063
洲本農地管理事務所 (兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所内)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL:0799-26-2083 FAX:0799-22-1443

農地中間 管理事業



— 農地バンク —

公益社団法人 **兵庫みどり公社**

農地中間管理事業とは



農地中間管理事業のご利用にあたって

1 農地中間管理機構が借り受ける農用地等の基準

- 市街化区域外の農用地等に限りま。
- 農用地等を借り受ける期間は、原則10年以上とします。
- なお、機構が借り受ける農用地等は次のものを除きます。
- 農用地等として利用することが著しく困難な農用地等(市町で再生不能と判定されている遊休農地など)

公的機関である農地バンクが間に入ることで、農地の出し手と受け手(担い手)双方とも安心して地域農業の発展に取り組むことができます。



2 農地の受け手…借受希望者募集への応募が必要です。

- 応募に当たっては、「農用地等借受希望申込書※」に必要事項を記入して、市町又は、最寄りの農地管理事務所に提出してください。
- なお、申込書の有効期限は、受付日から3回目の12月31日までです。(最長3年間有効)

3 農地の出し手…貸付を希望する農地を登録してください。

- 登録に当たっては、「貸付希望農用地等登録申出書※」に必要事項を記入して、市町又は、最寄りの農地管理事務所に提出してください。

※「農用地等借受希望申込書」、「貸付希望農用地等登録申出書」は、機構ホームページ(<http://www.forest-hyogo.jp>)に掲載しています。

貸付希望農用地等の登録とマッチングの流れ

貸付希望登録申出

- 貸付希望者は、「貸付希望農用地等登録申出書」に必要事項を記入して、最寄りの市町、農地管理事務所に提出してください。

農地状況の確認

- 貸付希望農地の状況(現状、面積、権利関係など)について、確認させていただきます。
- ※確認の結果、登録できない場合があります。

「貸付希望農用地等リスト」に登録

- 農地状況の確認を踏まえて、貸付希望農用地等リストに登録します。
- 登録した農用地については、機構が募集している借受希望者に情報提供します。

借受希望者とのマッチング

- 借受希望があった場合は、貸付希望者に連絡し、借受希望者とのマッチング(調整)を行います。
- マッチングが整った場合は、農地中間管理事業の手続きに基づき、機構が農地の所有者から農地を借り受け、借受希望者に貸付(転貸)します。

留意事項

- 借受者が見つからないなど、農地中間管理事業を活用できない場合があります。
- 一定期間を経ても借受者が見つからない場合は、申出者に連絡のうえ、「貸付希望農用地等リスト」から削除します。

事務手続きの流れ



事務処理期間約2ヶ月